

「入湯税」を令和2年度から課税します

下川町では、令和2年4月1日から、五味温泉の整備等に充てるために、町内の鉱泉浴場のある宿泊施設（五味温泉）に宿泊される入湯客に対し、1人1泊につき150円の入湯税の課税を開始します。

（小学生以下の子や日帰り入浴等には課税されません。）

納税は、宿泊の際に、五味温泉窓口で行っていただくこととなります。

入湯税とは

入湯税は、環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設、観光施設、消防施設の整備に要する費用などに充てるために、鉱泉浴場（温泉を利用する浴場）における入浴行為に課税する目的税です。

※目的税とは、使いみちが決まっている税金のことをいいます。

■課税免除される人

○小学生以下の子

（年齢12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある人）

○日帰りで入湯する人

○天災その他特別の事情がある場合において、課税免除すべきと町長が認める人

■お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎ 4-2511 内線114

☆ 4-251103



皆様から寄付をいただきました。ありがとうございます。（敬称略）  
12月16日～1月15日受領分

・下川町に

一般事業として

内山 俊子（千葉県）

社会福祉事業として

松井 進（神奈川県）

・あけぼの園に

福内 良治（西 町）

北星信用金庫

清水 三郎（上名寄）

森田 セツ子（旭町）

下川カラオケ愛好会

・社会福祉協議会に

生前のご交誼に謝して

北広島市 三戸 浩巳（亡母）

緑 町 西野喜代子（亡夫）

西 町 長谷川澄子（亡義母）

共栄町 平間ヨシエ（亡夫）

緑 町 森 みや子（亡夫）

緑 町 鈴木 忍（亡母）

南 町 金野 富子（亡夫）

南 町 松久 雅浩（亡義母）

